

「幸区ご近所支え愛事業」推進会議設置要綱

（目的及び設置）

第1条 幸区民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し、地域住民とともに「幸区ご近所支え愛事業」（以下「事業」という。）を推進するとともに、幸区における地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、幸区ご近所支え愛事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）事業の実施状況の報告及び情報共有に関すること。
- （2）課題の検討に関すること。
- （3）関係機関の連絡調整に関すること。
- （4）事業の評価・検証に関すること。
- （5）報告書の作成に関すること。
- （6）地域包括ケアシステムの調査・研究に関すること。
- （7）その他必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる構成員のほか委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（推進会議）

第4条 委員長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

（事務局）

第5条 推進会議の事務局は、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月22日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	所属団体等
1	町内会・自治会
2	幸区民生委員児童委員協議会
3	幸区老人クラブ連合会
4	幸区介護支援専門員連絡会
5	幸区社会福祉協議会
6	地域包括支援センター
7	学識経験者
8	区長
9	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
10	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長